

基本方針を踏まえた県の都市計画に係る運用の見直し(案)

○令和3年度末に策定予定の「滋賀県都市計画基本方針」に示す方向性等を実現する(例:IC周辺等における産業用地の計画的な確保等)ため、以下のとおり、現行の県の都市計画に係る運用(指針や手引き等)を見直す。

青文字:見直しの内容

赤文字:滋賀県が策定している指針や手引き等

①区域区分の見直し

- ・「区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の随時見直し方針(平成17年10月)」を見直し
- ・基礎調査および定期見直しの期間を概ね5年に1回に。
- ・定期見直しの際に協議等に着手し、区域マスタープランに記載した案件は、協議が整い次第、随時見直しを実施。
- ・基礎調査に時間を要する場合には、5年を目途に、一斉随時見直しを実施【区域内全市町に案件照会。直近の定期見直し時に算出したフレームを活用。住・工・商、全て対象】

②市街化調整区域の地区計画策定

- ・「市街化調整区域における地区計画の策定に係る運用指針(平成19年6月)」を見直し
- ・IC(SIC)周辺等の産業系の土地利用を推進する観点から新たに<産業振興型>の類型を追加。【6類型→7類型】

③用途地域の指定

- ・「用途地域指定の手引き(平成7年3月)」を見直し
- ・新たな用途地域である<田園住居地域>を追加。
- ・商業地域:一定の要件下で、容積率600%以上の設定も可能に。

④大規模集客施設の立地

- ・「市町決定都市計画の県協議等に関する指針(平成29年4月)」を見直し
- ・新たに<大規模集客施設の立地影響評価>等の手続きを追加し、立地市町と周辺市町等の広域調整手続きを充実。